

Discussion Paper No. 4
Toyota Technological Institute

マカフェリーの相続税廃止論

浅野幸治

豊田工業大学

目次

はじめに	1
第1節 「相続税擁護論の空回り」	2
第2節 本質的な論点	20
補論 累進的消費税	23
第3節 批判的検討	27
まとめ	34
参考文献	37

はじめに

エドワード・J・マカフェリー (Edward J. McCaffery) は、現代アメリカにおいて「反相続税運動を始めた」人であると言われる¹。私自身は、相続制度を擁護する功利主義的な議論を調べる過程で、マカフェリーの議論に出会った。実際にマカフェリーは、「相続税擁護論の空回り (The Uneasy Case For Wealth Transfer Taxation)²」という論文の中で、相続制度を功利主義的に擁護する本格的な議論を展開している。そのように本格的な議論はあまり多くないので、貴重である。しかしながら、氏の論文をよく読むと、マカフェリーは、自分は功利主義的な根拠から相続税に反対するのではないと述べている (McCaffery 1994a: 304、1994b: 289)³。そうではなくて、リベラルな立場から相続税に反対するのだと言う (McCaffery 1994a: 286, 289, 294, 313)。マカフェリーの言う意味でのリベラルは、古典的自由主義という意味ではないし、現代のリバタリアン (完全自由主義) という意味でもない。そうではなくて、マカフェリーの言うリベラルは、自由平等主義 (liberal egalitarian) とも言い換えられる立場である (McCaffery 1994a: 290)⁴。

では、リベラルな立場から相続税に反対する議論とは、いったいどういうものだろうか。そのような議論がありうるのだろうか。成功しているのだろうか。それが、当然にわいてくる疑問であり、本論考の問題関心である⁵。そこで、まずマカフェリーの議論

¹ 正確に言うと、マカフェリーの論文「相続税擁護論の空回り (The Uneasy Case For Wealth Transfer Taxation)」が反相続税運動を始めたと、『ニューヨーク・タイムズ』誌によって評されたそうである (McCaffery 2002: 62)。

² 論文名の中にある「uneasy」というのは、相続税擁護論が uneasy に感じられるということであるが、どうしてそう感じられるかを言えば、相続税擁護論が空回りしているからである。そのように考えて、邦訳名は客観的な表現の「相続税擁護論の空回り」とした。

³ マカフェリーは様々なところで相続税廃止論および累進的消費税論を展開しているけれども、1994年に出た2つの論文——すなわち『イェール法学雑誌』に掲載された「相続税擁護論の空回り」と『哲学と公共問題』に掲載された「政治的かつリベラルな相続税廃止論 (The Political and Liberal Case Against the Estate Tax)」——を彼自身が「2つの学術論文」として挙げているので (McCaffery 2002: 169)、この2つの論文が重要である。この2つの論文の違いは、『イェール法学雑誌』のほうの論文が問題を法学・経済学的な観点から詳しく論じる長大な論文であるのに対して、『哲学と公共問題』のほうの論文は同じ問題を哲学的な観点から論じたものである (McCaffery 1994b: 285)。

⁴ ロールズによって代表される現代アメリカの「リベラル」は、仲正氏によれば、「弱者に優しいリベラル」である (仲正: 70~74)。

をよく理解するために、次の第1節では、氏が相続税廃止論を詳しく展開している「相続税擁護論の空回り」という論文の要約を試みる。この論文には帰結（功利）主義的な議論とリベラルな議論とが含まれているので、第2節では、まずこれら2つの議論の関係を整理したうえで、リベラルな議論の本質的な点をまとめる。その後で補論として、相続税を否定するマカフェリーが積極的に提唱する累進的消費税を、特にその実施方法に関して少し具体的に説明する。その上で第3節では、マカフェリーの相続税廃止論に対する批判を述べる。最後に第4節で、前節までの議論をまとめて終わりとする。

しかしその前に、著者のマカフェリー氏は日本ではほとんど知られていないだろうから、ここで簡単に氏の紹介をしておく。エドワード・J・マカフェリー氏は、1958年生まれで、ニュージャージー州で育つ。1980年にイエール大学で古典学（ラテン文学）と哲学を専攻して卒業し、1985年にハーバード大学法科大学院で博士号を取得した。それから、ニュージャージー州最高裁判所ロバート・N・ウィレンツ長官の下で働いたりサンフランシスコの法律事務所で弁護士（attorney）として働いたりした後、1989年に南カリフォルニア大学法科大学院に助教授として着任し、1991年に准教授となり、1994年からは教授になっている。同じ1994年には、南カリフォルニア大学から経済学の修士号も得ている。また2006年から2007年まで、法科大学院の院長（Dean）も務めている。専門は租税法で、主著には『女性への課税（Taxing Women）』（1997年）と『公正な、定率ではない税制——改革案（Fair Not Flat: How to Make the Tax System Better and Simpler）』（2002年）の2冊がある。

第1節 「相続税擁護論の空回り」

まず初めに、マカフェリーの「相続税擁護論の空回り」は長大な論文なので、その全体を見通すことができるように、次に論文の目次を掲げる。

第1章⁶、序論

第2章、自由平等主義的な相続税擁護論（と廃止論）

第3章、相続税——法律およびその効果と帰結

⁵ 相続制度を擁護する功利主義的な議論については別の所で批判的に論じたので（浅野：46～55）、ここでの主たる考察対象とはしない。

⁶ 英語では「Part」であるが、第7パートまでであることを考えて、「章」と訳した。

- A節、法律
- B節、歳入効果
- C節、資本蓄積効果
- 第4章、相続税の（リベラルな観点から見た）失敗
 - A節、どのような行動を促すか
 - 1、生前贈与
 - 2、消費か貯蓄か、労働か余暇かの決定
 - B節、配分的効果
- 第5章、他の選択肢——政治的な租税理論へ
 - A節、所得税と相続税の組み合わせ
 - B節、消費税と相続税の組み合わせ
 - C節、相続税なしの、累進的消費税
 - 1、控えめな提案
 - 2、累進的消費税の下での合理的な貯蓄
 - 3、寄付行為
- 第6章、何もしないことに対する批判
 - A節、自発的な税のどこが悪いのか
 - B節、不確実な世界で生きる
- 第7章、結論

このように「相続税擁護論の空回り」は7章から成るが、大きく3つに分けることができる。すなわち、第1章が全体への序論であり、第2章から第5章までが本論、第6章と第7章が言わば付け足しのようなものである。本論の中でも、第2章から第4章が議論の中心であり、第5章は、それら3つの章から自然に出てくることである。それでは、各章、各節ごとに内容を見ていこう。

第1章は序論であり、3つの部分から構成される。まず、問題を見る視角を提示し、次いで問題に接近するための方法論について述べ、最後にこれからどのような順序で議論を進めていくかを予告する。

問題を見る視角は、次のようなものである。富の不平等、特にその世代間移転（相続）は、自由民主主義的な国家において大きな問題であると考えられてきたし、相続税

に対する学者の支持も強い。しかし、相続税は機能していない。(1) 相続税収は、財源として重要ではない。(2) 様々な控除、抜け道がある。(3) 相続税は、国民の間で不評である。一体、これはどういうことだろうか。

マカフェリーは、自らの方法論を政治的、解釈的と2通りに規定する。「政治的」とは、所得とは何か、消費とは何かといった本質規定や、自然権とか権限といった形而上学的観念に依拠しないということである。言い換えると、政治的な理論によれば、法的・経済的な権利や制度は人為的なものであり、税制についても当該社会が自由に決めることができる⁷。「解釈的」とは、社会の実践や人々の意見を解釈して、そこに潜んでいる規範を探し出すということである。そこでマカフェリーは、解釈的な方法に則って、社会の実践を理に適った民主主義的な正義の構想と適合させるような解釈を目指すのである。

マカフェリーの議論は、3段階から成る。第1段階は、現行の相続税が機能しておらず、自由平等主義の理念にも逆行しており、政治的に国民の支持も欠いているということである。第2段階は、現行の相続税の失敗は、相続税の強化を要求すると思われるかもしれないが、そのような方策は2つの問題に直面するということである。第1に、相続税の強化は実際的でもなければ、国民から待望されているわけでもない。第2に、「現実の世界の中で相続税の強化がもたらすであろう帰結——労働の抑制、貯蓄の減少、消費の格差の拡大——を考えると、相続税の強化は、リベラルそのものの根拠からも好ましくない」(McCaffery 1994a: 288)。第3段階は、以上2段階の帰結として、リベラルな原理にも、現実の社会的実践や人々の意見に潜んでいる精神にも適合するような税制を考えることができるが、それには相続税が含まれないということである。具体的には、相続税なしの累進的消費税という提案である。目次で言うと、第2章から第4章までが第1段階と第2段階に対応し、第5章が第3段階に対応する。最後に、第6章は、想定される2つの疑問に答えるものであり、第7章は簡単な結論である。

第2章「自由平等主義的な相続税擁護論(と廃止論)」は、その章題が示唆するよう

⁷ 少なくとも、基本的に正義に適った民主的な構造が維持される範囲内では(McCaffery 1994b: 283)。

に、2つの部分からなる。前半が相続税の擁護論であり、後半がそれへの反論である。

マカフェリーによれば、自由平等主義者とはジョン・ロールズやロナルド・ドゥウォーキンやブルース・アッカーマンなどである。彼らは、富の世代内でのあり方と世代間での移転とを区別して考え、世代内での格差は許容するが、世代間の移転は出発点の平等にとって大きな脅威と受けとめる。ここで、ロールズの『正義論』における租税論を素描する——それが「自由平等主義者の理念を具体的にもっともよく表しており、最も強力な相続税擁護論となっているからである」（McCaffery 1994a: 291）。ロールズによれば、理想の税制は、定率の消費税と累進性の高い相続税の組み合わせである。少し長いが重要なので、ロールズから直接に引用しよう。

政府の分配部門の仕事は、課税および財産権の適切な調整によって、分配におけるおおよその正義を維持することである。分配部門には2つの側面を区別することができる。まず第1に、分配部門は、相続税や贈与税などを課し、遺贈権に制限を加える。これらの課税や規制の目的は、歳入を確保する（資源を政府に与える）ことではなくて、少しずつ継続的に富の分配を是正して、政治的自由の公正な価値や機会の公正な平等を害するような権力の集中を防止することである。例えば、累進的な税率が、受益者の側に適用されてよい。そうすることで財産の広い分散が促されるが、それは平等な自由の公正な価値を維持するために必要な条件と思われるからである。… 中略 …

分配部門の第2の部分は、正義が要求する歳入を確保するための租税機構である。政府が公共財を提供したり、格差原理を充たすために必要な再分配を行うことができるように、社会的資源を政府に与える必要がある。この問題が分配部門に属するのは、租税負担は正しく分担されるべきであり、分配部門は正しい分担方法の確立を目指すからである。多くの細かいことは横に置いておいて、定率の支出（消費）税が最善の税制に含まれるということは、注意しておいてよい⁸。1つには、常識的な正義の教えとして、消費税のほうが（いかなる）所得税よりも好ましい——消費税は、（所得が公正に稼がれたと仮定して）人が共通の蓄えにどれだけ貢献するかに応じてではなくて、そこからどれだけ取り出すかに応じて課税するものだからである。また、（例えば各年度における）総消費に対する定率の消費税は、通常の扶養者控除などを含めることができ、（再び、所得が公正に稼がれたと仮定して）す

⁸ ここでロールズは注を付けて、カルドアの『総合消費税』を参照せよと述べている。

べての人を一律に扱うのである。(Rawls: 277-78) ⁹

『公正としての正義 再説』でも、表現は少し異なるが、ロールズは以下のように述べている。

まず最初に遺贈と相続について考察しよう。われわれは、遺贈を規制し相続を制限するという発想をミル（や他の論者たち）から借りて来ることにする。こうした規制や制限を行うためには、遺産そのものを税の対象にする必要はないし、遺贈により与えられる総量を制限する必要もない。むしろ、累進課税の原理が受取人の側で適用される。相続したり贈与や寄附を受ける人々は、受領した価額や受取人の性質に応じて税を納める。個人と一定の種類の実業体（例えば教育機関や美術館）とは、税率が異なりうる。目的は、不動産と生産用資産の広範で一層平等な分散を促進することにあるのである。

第2に、累進課税原理が富や所得に適用されるのは、財源を増やす（資源を政府に投下する）目的のためではなく、もっぱら、例えば政治的諸自由の公正な価値に反するとか機会の公正な平等に反するといった、背景的正義に反すると判断される富の蓄積を防ぐためかもしれない。累進的な所得課税がまったく必要ない可能性もある。

第3に、所得課税が完全に回避されて、その代わりに比例的な消費税、つまり固定限界税率で消費にかけられる税が採用されるかもしれない。人々は、（ホブズにまでさかのぼる考えであるが）生産にどれほど貢献したかに応じてではなく、生産された財やサービスをどれほど使用したかに応じて課税されることになる。このような比例税は、通常の課税免除のすべてに対応することができる。一定の所得を越える消費総額にのみ課税することによって、この税は、適切な社会的ミニマムに配慮するように調節することができる。(ロールズ2004: 282~283) ¹⁰

ロールズからの引用が、マカフェリーの論文の要約としては不釣り合いに長くなってしまったかもしれない。もとよりマカフェリーがロールズからこのように長く引用してい

⁹ ロールズ『正義論』からの引用は、拙訳である。『公正としての正義』でもほぼ文字通り同じことが述べられている(ロールズ1979: 141~142)。

¹⁰ 『公正としての正義 再説』が実質的に書き終えられたのは、1989年である。

るわけではない。それはともかく、このようにロールズの租税論は、相続税と定率の消費税である。それぞれに目的が違う。消費税は政府の財源を確保するためであり、相続税は「富の分配を是正して、政治的自由の公正な価値や機会の公正な平等を害するような権力の集中を防止する」ためである。しかし同時に、ロールズは、「相続は、その結果として生まれる不平等が、最も恵まれない人たちの利益となり、かつ自由や機会の公正な平等と両立する場合には、許容できる」とも述べている (Rawls: 278)。

次に後半部で、マカフェリーは、相続税に対して、5つの一連の批判を述べる。第1に、現実の相続・贈与税制は生前贈与を促すが、それは、出発点の平等というリベラルな理念を大きく損なう。また現行の相続税制は消費を促すが、大金持ちによる消費は、リベラルな観点から見て問題になる。第2に、いかなる実行可能な相続税制も、自由平等主義者の理念に貢献しえない。相続税の強化は合衆国の国民の間で不評である。人が貯蓄する理由の中では、子孫に残すためという動機が大きい。相続税の強化はこの動機に反する。いかなる相続税も、生前贈与と消費を促す。第3に、相続税の強化が仮に実行可能であるとしても、現実の世界では好ましくない。相続税を強化すれば、消費の不平等が一層大きくなり、貯蓄が減少する。そうすると、例えば金持ちによる大規模な消費が自由を歪めたり、資本の減少によって一般的な生活水準が下がったりして、下層階級を害することになる。反対に、もし富の使用に一定の制限がかけられるならば、相続制度は、機会の公正な平等といったリベラルな原理に抵触することなく、最も不遇な人たちの状況を改善する。第4に、理想的な理論の次元でも、相続税への反論が可能である。所得と貯蓄は「共通の蓄え」に貢献するものなので、リベラルな社会はそれらを良いものと見なすが、消費は「共通の蓄え」を減らすことなので、リベラルな社会はそれをあまり良いものとは見なさない——特に急激で大規模な消費に対してはそうである。言い換えると、「不平等は、資源の使用に関して最も問題となる。さらに、大規模な消費は、資源の分配を歪めて、自由の公正な価値を侵害するので、理に適ったリベラルな価値を脅かすのは、富の消費であって、富の単なる集積ではない。ところが、いかなる相続税も所有に対してのみ課され、消費を促し、所得と貯蓄を罰するものなので」(McCaffery 1994a: 296)、リベラルな価値に逆行する。第1の反論から第4の反論は、基本的には同様な趣旨の反論である。違いは、議論の場が現実の世界から少しずつ

抽象されて理論的な話になっていくことである。

第5に、これまでの議論の結論として、実行可能な最善のリベラルな税制には、相続税が含まれない。自由平等主義者の理念に応える最善の税制は、相続税なしの累進的消費税である。「相続税が消費を促し倹約を罰するのに対して、累進的消費税は、個人が私的な目的のために過度に消費しようとする、正にそのところで「私的な」富に課税するのである」（McCaffery 1994a: 296-97）。ここでマカフェリーの重要な論点が出てくるので、もう少し詳しく述べたい。直前の引用で、「私的な」という言葉に括弧がついていることに注意する必要がある。マカフェリーの提案する税制では、所有には課税されない。その背後にあるのが、「共通の蓄え」という考え方である。私有財産を「共通の」と呼ぶのは一体どういうことか。所有ということでマカフェリーがもっぱら念頭に置いているのは金融資産なので、それについて考える。マカフェリーによれば、大金持ちが莫大な金融資産を所有していることにまつわる問題点は、2つに分けられる。1つは潜在的な使用、つまり資産を消費できることである。この問題に対して、マカフェリーの税制（消費税）は、「私的な」資金の急激で大規模な消費を野放しにしない——累進税率を適用するからである。もう1つは、現実的な使用、つまり権力の行使となるような資産運用である。この問題に対して、マカフェリーは、「私的な」富は、「社会的に承認または規制された方法で投資されなければならない」と主張する。どういうことかと言えば、現在でも年金基金や非営利の慈善団体の基金が規制されているように、そのようにすべての資金運用が規制されるというのである。この点を象徴するかのようには、マカフェリーは『公正な、定率ではない税制』の中では、個人の貯蓄勘定を「信託勘定（Trust Accounts）」とも呼んでいる（McCaffery 2002: 98）。このような2通りの対処で「私的所有」ということの意味や危険性が変わる、とマカフェリーは主張する。

第3章は相続税についての詳論であり、3つの部分に分かれる。まず「法律」と題されたA節では、相続税制の実際を略述し、それが富裕層にとってどういう意味をもつかを考察する。相続税は、60万ドルから課される、夫婦で考えれば120万ドルから課されるので、ほとんどの人にとっては関係のない話である。しかし、相続税を払わねばなら

ない人にとって、その負担は重い——相続税率は37%で始まり、すぐに55%になるからである。例えば、資産総額が30億ドルと推定されるH・ロス・ペロー氏¹¹の場合を考える。ペロー氏は、節税対策をとるか、とらなければ選択肢は次の3つである。(1) 資産を慈善団体に寄付する。(2) 45%を遺贈して、55%を相続税として納める。(3) お金を使う。もちろん、これらの方法を組み合わせることもできるし、節税対策をとる、例えば贈与者1人当たり受贈者1人当たり年1万ドルの贈与控除を利用することもできる。いずれにせよ、これが富裕層が直面する状況なのである。

次にB節では、歳入効果について考える。相続税は赤字の可能性がある。相続・贈与税収は、連邦政府税収の1%前後にすぎない。そこから、徴税費用を差し引かなければならない¹²。したがって、たとえ赤字ではないとしても、相続税は重要な財源ではない。

C節は、資本蓄積効果についての考察である。ここで、マカフェリーは、2つの点を論じる。1つは、資本の蓄積が良いということであり、もう1つは、相続税が資本の蓄積に悪影響を与えるということである。第1の点を論じるにあたって、マカフェリーは、資本の蓄積についての一般的な考察から入る。すなわち、資本の蓄積とは言い換えると貯蓄のことであるが、貯蓄にはしすぎる可能性としなさすぎる可能性とがある、その中間が最適の貯蓄(水準)である。たしかに、資本蓄積の最適水準については分からない部分が多いけれども、現在の合衆国の資本蓄積は少なすぎる。とすれば、相続税は逆効果である。では、資本の蓄積がなぜ良いのか。「貯蓄が増えると、資本の費用が下がり生産性が上がって、究極的には賃金が上がることになる。……さらに、世代内においても(労働者の)機会が改善される。……資本の蓄積が増えると、資本の収益が下がり、労働の相対的取り分が増える」からである(McCaffery 1994a: 306)。したがって、資本は——たとえ富裕層の手に集中していたとしても——社会全体、特に労働者階

¹¹ Henry Ross Perot (1930年生まれ) は、アメリカ合衆国の実業家で、EDSならびにペロー・システムズの創業者である。

¹² さらに、マカフェリーは、ダグラス・バーンハイム(B. Douglas Bernheim)の「相続税は歳入を生みだしているか」という論文に依拠して、相続税に対する贈与や寄付といった節税対策によって、政府が相続税収を上げる以上に所得税収を喪失している可能性にも論及している(McCaffery 1994a: 302-303)。ただし、この可能性は確かなことではないので、マカフェリーも重きを置いていない。

級を利する可能性がある。ここで、富の所有と使用の区別が決定的に重要になる。自由社会は、富の好ましくない私的使用を抑えながら私的所有を促す方法を考える必要がある、とマカフェリーは論じる。

次に、相続税が資本の蓄積に悪影響を与えるという論点であるが、これもまた2点に分けられる。まず第1に、たしかにベンサムやミルは、遺贈は偶然の残り物から行われるので相続税はなんら悪影響を及ぼさないと考えた。貯蓄の理由に関して、消費貯蓄説 (life-cycle theory of savings) では、人は自分の世代の消費にしか関心がない——すなわち、貯蓄するのは老後の生活保障のためにすぎない。しかし、貯蓄の動機には遺贈もある。遺贈用の貯蓄があるかぎり、相続税は貯蓄に悪影響を与える。第2に、たとえば相続税によって人々の行動が悪影響をうけないとしても、相続税を受けとった「政府やそこから再配分を受けた人たちは、相続税を支払う富裕層ほどには貯蓄しない」ので、やはり資本は減ることになる (McCaffery 1994a: 311)。

第3章がもっぱら相続税の帰結という側面に関わるのに対して、第4章「相続税の (リベラルな観点から見た) 失敗」は、相続税が、リベラルな観点から見て、どう好ましくないかを論じる。この章は、A節「どのような行動を促すか」とB節「配分的効果」に分けられる。まずA節では、相続税が促す行動として2点が論じられる。第1に、現行の相続・贈与税制は、以下の3つの理由で、生前贈与を促す。(1) 贈与者1人当たり受贈者1人当たり年1万ドルの贈与控除は使ったほうが得なので、お金持ちは毎年それを利用するように促される。(2) 夫婦で120万ドルの控除 (unified credit) は早く使ったほうが得である。(3) 贈与税は課税標準に含まれない (tax-exclusive) が、相続税は課税標準に含まれる (tax-inclusive)。例えば、贈与税率50%のとき、10万ドルを贈与するには、15万ドルが必要である——10万ドルが受贈者に渡り、5万ドルが贈与税になる。しかし、相続税率50%のとき、10万ドルを遺贈するには、20万ドルが必要である——10万ドルが相続人に渡り、10万ドルが相続税になる。要するに、贈与税のほうが相続税よりも軽い。その結果、現に、遺贈の1.5倍の贈与が行われている。ところが、生前贈与の社会的費用は、相続税の社会的効用を上回るかもしれない。つまり、相続税が富の集中を解体する以上に、生前贈与が出発点の不平等を大きくしている

可能性がある。

A節の第2の論点は、相続税が「消費か貯蓄か、労働か余暇かの決定」にどう影響するかである。この論点を分かりやすくするために、ここで、よく知られたヘイグ＝サイモンズの定式を挙げておく。

$$\text{所得} = \text{消費} + \text{貯蓄}$$

これは、要するに、稼いだお金は使うか使わないかの2つに1つだということである——使えば、それがすなわち消費であるし、使わなければ、それが貯蓄になる。相続税は貯蓄（＝消費されなかった所得）に課されるので、相続税を避けようとするれば、富裕層は消費を増やしたり所得を減らしたりすることになる。言い換えると、「いかなる相続税も、貯蓄よりも消費を、労働よりも余暇を促すことになる」（McCaffery 1994a: 320）。同じことが受贈する側についても言えるかもしれない。たしかに、相続税があれば生前贈与が促され、お金持ちの子は、若くして財産を受贈したり受贈できると分かたりして、労働したり貯蓄したりする意欲が失われる。しかし、相続税がなければ、生前贈与の必要性もないので、お金持ちの子は、もっと年をとってから財産を相続することになり、そのほうがより好ましい。他方、もし相続が廃止され遺贈も贈与もできなくなると、たしかに子の世代で労働や貯蓄の意欲が増すかもしれないが、現に財産をもっているお金持ち（親）はすべてを自分自身のために使うことになる。しかし、そのような大規模の消費は、自由社会にとって好ましくない。

第4章のB節では、相続税が、自由平等主義者の狙う富の再配分（集積した富の解体）を果たすかを考察する。ここでも考察は実践と理論という2つの次元で行われる。まず、実践的問題は、富の移転を本当に禁止できるかということである。できなければ、相続・贈与税制は無意味である。現実には、相続・贈与税制は、富の配分を改善してきていない。第2に、理論的問題は、平等の領域と効率の問題である。相続・贈与税を強化すれば、資本の蓄積が減り、労働の取り分に悪影響を与える。そこで、資本の蓄積を守るようにすれば、消費の不平等が大きくなる。「資産の所有がより平等になっても、富の使用がより不平等になれば、よりよい公正な社会になった」とは言いがたい（McCaffery 1994a: 323）。ペロー氏の大統領選立候補に見られるように¹³、富裕層

による富の大規模な消費は、「政治的自由の公正な価値や機会の公正な平等を害する」(Rawls: 277)からである。自由主義にとって、所有の問題よりも使用の不平等のほうが大きな倫理的問題である。富の私的使用を適切に規制すれば、私的所有は問題でなくなる。したがって、相続税の必要性は、リベラルな進歩主義的観点からはまったく明らかではない。

第5章「他の選択肢——政治的な相続税理論へ」では、これまでの議論を受けて、ではどうしたらよいかということを考え、3つの選択肢を考察する。具体的には、A節で所得税と相続税の組み合わせ、B節で消費税と相続税の組み合わせ、C節で相続税なしの累進的消費税という3つの政策を考察する。こうして、この章は、相続税の議論に限定されることなく、「包括的な改革案を提示する」ことになる(McCaffery 1994a: 325)¹⁴。

まずA節で、所得税と相続税の組み合わせを考察する。所得税の基礎には、「富の単なる所有が問題だという考え」(McCaffery 1994a: 326)がある。しかし、現行の所得税と相続税は、「富の私的所有を減らしていない」(McCaffery 1994a: 327)、つまりあまり再配分機能を果たしていない。ではどうしたらよいかということに関して、A節で考える選択肢は、現行の税制を改善・強化するというものである。しかし、相続税を強化しても、労働と貯蓄が減り、大きな消費と生前贈与が促されるだけである。しかも相続税は国民の間で不評であり、相続税を強化することは政治的・実的に難しい。贈与税には、捕捉が困難という実際的な問題もある。所得税と相続税は累進的だからよいと言われるが、累進性そのものが目的ではなくて、累進性によって何をしたいか、言い換えると効果を見失わないことが重要である。そう考えると、相続税は、累進性を適用すべき適切な場所ではない。相続税の強化に較べたら、所得税の強化のほうがましかもしれない——世代内の不平等の問題に直接取り組めるからである。しかし、所得税を強化することも、労働と貯蓄を抑制し、余暇と消費を促すことになる。

¹³ ペロー氏は、1992年に、私財を投じて、アメリカ合衆国大統領選挙に立候補した。

¹⁴ 「包括的な」とは言っても、アメリカ合衆国連邦政府の税制を全面的に変えるというのではなくて、現行の所得税と相続税に代えて——言い換えると他の部分はなるべく手をつけずに——相続税なしの累進的消費税にしようということである(McCaffery 2002: 94, 97)。

次にB節では、消費税と相続税の組み合わせを考察する。まず、相続税は、消費税の理念にそぐわない。では、消費税の基礎にはどのような考え方があるのか。次のような3つの考えがある。第1に、消費税は、貯蓄か消費かの決定に悪影響を与えないという意味で（所得税よりも）効率的である。第2に、消費税は貯蓄を促す。第3に、公正さに関わる議論が、恐らく最も強力な道徳的議論である。これは既に、ロールズの租税論に関して紹介した点でもある。ロールズは既に引用したので、ここでは、ロールズが参照せよと述べていたカルドアに依って、この考えを見てみよう。

支出を標準とする租税は、人びとが共同のプールから汲み取る量に応じて彼らに課税するもので、彼らとそのプールへ注ぎ込む量に応じて課税しようとはしない。地球へ来たある火星人は、人間たちが各自の共通の欲求を相互の協力を通じて満たしているこの社会と呼ばれる極度に入り組んだ仕組みを賞讃しながらも¹⁵、社会的に提供される利益を賄うために各人が抛出する額は、その人が社会から受け取る利益の額には依存せずに、その人が他の人の富のために果たした個人的寄与の大きさに依存していることを発見して、きっと考え込んでしまうことであろう。ある個人がその人自身の目的を達成する際に社会の残余の人びとに負担をかけるとすれば、それはその人が費消することによってだけであって、稼得したり貯蓄したりすることによってではない。費消を除く他のすべての彼の活動において、彼自身の利益と社会の利益とは背反せずに平行する。（カルドア：49）

もう1つ、この考えはホッブズにまで遡るものなので、そもそもホッブズがどのように述べていたかも見ておこう。

課税の平等は消費する人々の財産の平等よりも、むしろ消費されるものの平等にある。なぜなら、多く労働し、その労働の成果を貯え、わずかしか消費しない人間が、怠惰な生活をしてあまり稼がず、しかも得たものはすべて消費してしまう者よりも多く課税されるとすれば、それはどのような理由によるのか。前者は後者よりもより多くコモンウェルスの保護を受けているわけではないのである。もし人々の消費するものにたいして課税されるならば、

¹⁵ カルドアのこの文章をシードマンも引用している（Seidman: 53）。しかし、シードマンの訳者は、なぜかカルドアの訳書『総合消費税』から引用しないで、自ら訳して、しかもその訳が間違っている。

各人は彼が使用するものについて等しく支払うことになり、コモンウェルスが私的で贅沢な浪費によって詐取されることもない。（ホップズ：115～116）

ホップズには「過度の私的消費に対する一般的な嫌悪感」があり、それがロールズにも通じていると、マカフェリーは言う（McCaffery 1994a: 338）。以上の3点が消費税の観点とすれば、相続税を消費税に組み合わせることは矛盾的である——相続税は、貯蓄か消費かの決定に悪影響を与えて、貯蓄を抑制し消費を促すからである。

たしかに、自分で稼いだ富を消費する場合とそうでない富を消費する場合とは違うと言われるかもしれない。しかし、（1）現実の世界では、所得が公正に稼がれたという保証はない。（2）所得が公正に稼がれたかどうかは消費の正義にとって無関係である。だから、たとえ所得が公正に稼がれたとしても、依然として消費は問題である（McCaffery 1994a: 341-42）。では、なぜ所得ではなくて消費が問題なのか。もう1度、ロールズに戻って確認しておこう。所得は社会への貢献を表すので、多く貢献した人に多く課税するというのは奇妙であり、反対に、消費は資源を「共通の蓄え」から私的使用に振り向けることなので、できれば抑制することが好ましいし、大規模な消費にはさしたる必要（重要）性がない。

ここでようやく、たとえ話が始まる。浪費屋さんと倹約家さんは、いずれも25歳のときに200万ドルを手にする。（どのようにしてその200万ドルを手にしたかは、問題ではない。）浪費屋さんは、世界中を旅してまわり、高級料亭で食事をし、高級葡萄酒を飲みなどして人生を過ごし、終身年金保険を買って最後の1銭まで使い果たして亡くなり、子供にはなにも残さない。他方、倹約家さんは、200万ドルを投資にまわし、自ら働き稼いでさらに貯蓄を続ける。堅実な生活を送り、子供には、「将来に備えて貯蓄することの重要性、労働はそれ自体で大事であり他人のためにも大事であること、堅実な生活の重要性」を教える（McCaffery 1994a: 342）。倹約家さんが亡くなる時には、相当の遺産が残されるが、既に壮年になる子供たちは自らの経済生活が確立していて、子育ての最中である。さて、相続税は、浪費屋さんにはかからなくて、倹約さんにかかる。ここで相続税は、酒や煙草にかかる悪徳税（sin tax）の対極にある、有徳税（virtue tax）になっている——労働と貯蓄、倹約、子供への配慮（altruism）に対し

て課されるからである (McCaffery 1994a: 344)。もちろん、倹約家さんの子供は、浪費屋さんの子供に較べて得をする。しかし、それには別に対処の方法がある。

消費税が上記のような考えに基づいているとしても、消費税には欠点もある——私的富の集積ならびに不平等を許容することである。それに対して、相続税はそのような欠点に対処して「競争の条件を公平にする (leveling the playing field)」ためにあるのだと言われるかもしれない (McCaffery 1994a: 344)。しかし、相続税を消費税に接ぎ木することが (その効果において) 自己矛盾的事であることに変わりはない。ロールズが表しているようなりべラルな社会の価値観——労働と貯蓄をよしとし、消費、特に過度の消費を好ましくないとする見方——を尊重すれば、消費税の下で富の集積に対処する方法は、相続税ではなくて消費税の累進性である。

いよいよC節で、マカフェリーは、相続税なしの累進的消費税という自説を展開する。既にこれまでの議論で方向性は示されているが、重要な点は、富の所有ではなくて使用こそがなりべラルな社会にとって問題だという観点である。この点を、まず確認する。使用 (消費) は、共通の資源に対して負担をかけるし、ペロー氏の大統領選立候補の場合のように政治過程を歪め自由の公正な価値を害しうる。また富裕層による過度の消費は、資源を贅沢品に向かわせて、基本的な必需品の価格をつり上げる。他方、私的貯蓄は、労働して得たものを使わないでとっておくことなので、有徳なことである。また、私的貯蓄は、社会の経済的発展の支柱にもなれば、政府の権力に対抗する力にもなるし、私的投資のほうが公共的投資よりも効率的である。したがって、富の蓄積に悪影響を与えることなしに過度の消費を抑えることが、相続税なしの累進的消費税の狙いである。言い換えると、倹約家さんを罰しないで浪費さんを罰するのである。ここで、富の使用と所有の区別が重要である。

たしかに、2つの問題が残る。第1に、所有にまつわる問題であり、第2に、自分で稼いだ富を消費するのと子の世代が自分で稼がなかった富を消費するのとは違うという点である。第1の所有にまつわる問題は、第2章を要約した際に既に述べたところであるが、重要な点なので、ここでもう1度より詳しく述べる。所有にまつわる問題は、潜在的な使用に関わる問題と現実的な使用に関わる問題とに分けられる¹⁶。潜在的な使用

¹⁶ 「相続税擁護論の空回り」の中で、マカフェリーは、「潜在的な使用」と「現実的な使用」という言葉の使い方が混乱しているようである。すなわち、288頁で「潜在的な使用」と

とは、例えばペロー氏が何十億ドルというお金を使えることであり、これは「政治的自由の公正な価値や機会の公正な平等を害する」（Rawls: 277）可能性がある。この問題に対しては、消費税の累進性によって対処する。すなわち、高率の消費税がかけられるので、ペロー氏は大きな散財をするのを抑制される。現実的な使用とは、投資が直接に権力の行使となるような場合である。例えば、少し古い話であるが、ウィリアム・ランドルフ・ハースト¹⁷はいくつもの新聞社を買収して、権力・影響力を行使した。しかし、この問題に対しては、運用白紙委任（blind trust）¹⁸が極限的な方法であるが、そこまでなくても資産の運用に一定の規制をかければ十分である。現在でも、年金基金や慈善団体の基金に対して政府が緩やかな監督を行っているような具合にである。この規制・監督の具体的な方法に関して、『公正な、定率ではない税制』の中からマカフェリーの言葉を次に引用しよう。

もちろん、資産運用に関しては、現在でも個人退職勘定（IRA）や年金基金、さらに大学や美術館・博物館や病院のように大きな非営利組織の投資に対して行っているように、一般的な規則を設けることができる。具体的には、一般的な分散投資要求（diversification requirement）言い換えると慎重な投資家の規則（prudent-investor rule）を課すことができる——そうすれば、投資が思慮深く行われ、特定の企業や産業部門に権力を集中させることができない。（McCaffery 2002: 104）

これら2通りの対処によって、私的富はもはや狭い意味で「私的」ではなくなるとマカフェリーは言う（McCaffery 1994a: 349）。1994年に出た、もう1つの論文「政治的かつりべラルな相続税廃止論」では、マカフェリーは、「社会は、投資された資金すべての共同所有者（part-owner）である」とまで述べている（McCaffery 1994b: 311）。資金が消費されるときに、社会はその取り分を主張するからである。しかも、資金の集積が大きくその消費が急速であれば、それだけ大きな取り分を社会は要求するのである。

呼んだものを349頁では「現実的な使用」と呼んでいる。恐らく288頁の用法が正しい。

¹⁷ William Randolph Hearst (1863-1951)は、アメリカで新聞王と呼ばれた人物である。

¹⁸ 選挙で選ばれた公職者が、資産を運用白紙委任するように要求されたりする（McCaffery 1994b: 311）。

第2に、自分で稼いだ富を消費するのと子の世代が自分で稼がなかった富を消費するのとは違うという問題が残る。この問題は、別の消費税率を設けることで対処できる。すなわち、自分で働いて得たお金ではなくて相続・贈与財産から消費が行われる場合には、より高い消費税率を課すのである。

以上のことを第5章C節の初めに述べてから、マカフェリーは、相続税なしの累進的消費税という「控えめな提案」の詳論に入る。ここで、マカフェリーは、自らの提案がどのように過激ではなく控えめなものであるかを説明している。第1に、マカフェリーが提案する消費税は、純粋な消費税 (a pure consumption tax) ではなくて、累進的である点で所得税の考え方に一步近づいている。典型的な消費税論では、水平的公平の原則から、定率の消費税が要請される。例えば、同じお金を今使う場合と10年後に使う場合とで、10年後に使う場合のほうが利息のゆえに金額が大きくなり税率が高くなるというのでは、貯蓄した人に不利である。また若い時に収入・消費を諦め自分に投資して後で高い収入・消費を手に入れる人 (Aさん) も、通常ではないがある種の貯蓄をして後でそれを使ったと言える。ところがAさんを、収入・消費が生涯を通じて一定の人 (Bさん) と較べると、仮に生涯で得る総収入・総消費が同じだとしても、累進税率はAさんに不利になる。しかし、消費税率は一定とあらかじめ決まっているわけではない。むしろ、リベラルな価値観を見失わないことのほうが重要である。そうすると、Aさんのような貯蓄をした人や大きな消費をした人の場合に税率が高くなる累進的消費税のほうが適切である。

第2に、消費税は、富の出所や富の使い道に応じて税率をかえてはならないと決まっているわけでもない¹⁹。したがって、既に述べたように、相続・贈与財産から消費が行われる場合には、より高い税率を適用することができる²⁰。そうすることで、相続・贈与財産の消費をより強く抑制し、機会の平等という理念に尽くすことができる。その意

¹⁹ 富の使い道に応じて税率を変えるというのは、例えば医療費や (高等) 教育費に消費税を課さない、言い換えると控除の対象にすることが考えられる。

²⁰ もちろん、貯蓄の中でどの部分が相続・贈与財産でどの部分が自分で稼いだお金をどのようにして区別するのかという問題はある。しかし、それに関してマカフェリーは、次のような仮の提案をしている。まず第1に現年度の所得から消費が行われると考え、第2に消費が年間所得を越えた場合には、その超過分の消費は過去に自分で稼いで行った貯蓄から行われると考え、第3にそれでも足りなかった場合に、相続・贈与財産から消費されると考えればよい (McCaffery 1994a: 352)。

味で、マカフェリーの提案する累進的消費税は、消費税型の財産取得税（consumption-model accessions tax）という側面もある（McCaffery 1994a: 352）。ある意味で、相続税が財産取得税という形で復活するわけである。もちろん、マカフェリーの提案の特徴は、高率の消費税（≡財産取得税）が、財産を取得した時点ではなくて、取得した財産を消費した時点で課されるということである。

次に、マカフェリーは、このC節で2つの論点を付け加える。いずれも、想定される疑問に答えるものである。まず、「累進的消費税の下での合理的な貯蓄」という論点である。マカフェリーは、相続税や所得税が貯蓄や労働に悪影響を与えると主張する。しかし、累進的消費税でも、結局お金を使う時に累進的な消費税を課され、しかも相続・贈与財産を使う時にはより高率の消費税を課されるのであれば、同じように貯蓄と労働に悪影響が出るのではないか。この疑問に対して、マカフェリーは、必ずしもそうではないと答える。その理由として、マカフェリーは、次の5点をあげる。（1）税率が累進的なので、遺贈をする場合でも、1人に大きな財産を集中させるのではなく、財産の分散を促す。（2）親が極めて生産的な場合、子供が同じく高所得であることはあまりないので、親が使うよりも子供に使わせたほうが消費税率が低くなる可能性がある。（3）医療費・教育費が控除の対象になれば、累進的消費税は、浪費者信託（spendthrift trust）の役割を果たす。（4）被相続人には、名目上多額の遺産を遺贈できるという「会計上の錯覚（fiscal illusions）」がある（McCaffery 1994a: 354）。これは完全に合理的ではないかもしれないが、人間の心理に合っている。（5）十分な資本が蓄積されたならば、消費税が将来下がる可能性がある。そう考えて貯蓄することは、合理的である。

最後に、「寄付行為」についてである。現行の相続税制は、慈善団体への寄付行為を促す。そうすると、相続税を廃止した場合、慈善団体への寄付が減るのではないか。この疑問に対して、マカフェリーは、次の2点でもって答える。（1）相続税なしの累進的消費税によって大きな資本の蓄積が可能となる、消費税率が高い、寄付行為には課税されないという理由で、生前に多額の寄付が行われる可能性がある。（2）もし慈善団体への寄付が必要であれば、寄付行為に対して、単に控除というだけではなくて、補助金（negative tax）を出すこともできる（McCaffery 1994a: 357）。

ようやく第6章「何もしないことに対する批判」である。ここまでマカフェリーは相続税の廃止および累進的消費税の導入を精力的に論じてきたわけであるが、それだけの議論を前にしても、人は依然として改革をためらうかもしれない。この章でマカフェリーは、そのように何もしないための2つの言い訳を取りあげて、それらを批判する。まずA節「自発的な税のどこが悪いのか」で取りあげる言い訳は、こうである。相続税に多くの抜け道があって、相続税が払いたい人だけが払う「自発的な」税になっているのであれば、労働にも貯蓄にも悪影響を与えていない可能性がある。この言い訳に対して、マカフェリーは次の4つの論点でもって答える。(1) 相続税は、大金持ちにとっては逃れることができない、すなわち自発的な税ではない。(2) 相続税の節税対策にも費用がかかる。すなわち、消費と生前贈与が増えて、労働と資本が減少する。(3) 節税対策を取らないで相続税を支払う人の場合にも、政府は相続人ほどには貯蓄しないので、政府が相続税を受け取るのに応じて貯蓄が減少する。(4) 自発的な相続税によって相続人の数がいくらか減るとしても、多くの子が若くして生前贈与を受け、労働と資本が減少し、大金持ちによる大規模な消費が増えるならば、それは、リベラルな観点から見て、改善ではない。

B節「不確実な世界で生きる」では、マカフェリーは、相続税の帰結に関しては経験的に不確実な点が多いという問題を取りあげる。この不確実性から、相続税を擁護する人は、相続税が出発点の不平等を小さくするという最初の直観に戻る。しかし、相続税に関して分かっていることもある。例えば、(1) 相続税があるにもかかわらず、富の不平等は相変わらず大きい。(2) 相続税収は小さい。(3) 生前贈与などの節税対策が広く行われている。(4) 相続税の限界税率は高いが、一般的に、高い限界税率は経済学では賢明ではないと考えられている。(5) 相続税の実施には、公的にも私的にも大きな費用がかかる。(6) 資本の蓄積は、同じ世代内でも重要な効果があるにもかかわらず、アメリカの資本蓄積は好ましくない水準にあると一般的に思われている。(7) 相続税は、ほんの一部の人にしか関係しないにもかかわらず、国民の間で不評である。これらのことが分かっているならば、これまでのやり方に再考を促すのに十分である、とマカフェリーは考える。

最後に第7章「結論」であるが、この章はわずか2頁と非常に短い。相続税は、労働と貯蓄を罰する一方で、資源の大規模な消費を促す。ところが、リベラルな社会は、労働と貯蓄を好み、資源の大規模な消費を嫌悪する。この価値観を実践するのは、相続税なしの累進的消費税である。この税制は、過度の消費のみを罰し、私的所有の意味および危険性を変容する。かくして「社会的資源の共通の蓄え」という比喻を文字通り実践に移すのである。

第2節 本質的な論点

既に本論考の冒頭でも述べたように、マカフェリーが相続税の廃止（と累進的消費税の導入）を主張するのには、2種類の論拠がある。1つは功利（帰結）主義的な議論であり、もう1つはリベラルな観点からの議論である。これら2つの議論は、マカフェリーの論文「相続税擁護論の空回り」では、おおむね第3章と第4章でそれぞれ展開されている。では、この2つの議論の間の関係はどうなっているのだろうか。マカフェリーによれば、功利主義的な議論は、相続税に反対するための「切り札（trump）」ではない（McCaffery 1994a: 304）。マカフェリーは、「効用という論拠や自由という論拠、あるいは富を最大化する効率という論拠から相続税に反対する」のではない（McCaffery 1994b: 289）。そうではなくて、「相続税擁護論の空回り」第2章の表題「自由平等主義的な相続税擁護論（と廃止論）」および1994年に出た、もう1つの論文の題目「政治的かつリベラルな相続税廃止論」にあるように、マカフェリーの議論は、リベラルな立場から相続税に反対するものである。

ではなぜ、マカフェリーは、功利主義的な議論を述べるのか。マカフェリーによると、2つの理由がある。1つは、功利主義的な議論は決定的な論拠ではないけれども、帰結は無視できるわけでもなくて考慮すべき点だからである（McCaffery 1994a: 304）。これを言い換えると、功利主義的な議論は、決定的な論拠ではないけれども、補助的な論拠だということになる。つまり、もし功利主義的な議論が妥当するならば、それは、マカフェリーの主たる議論であるリベラルな観点からの議論を強化することになる。逆に、もし功利主義的な議論が間違いであったとしても——つまり、相続税がな

い場合よりも相続税がある場合のほうが労働が促され経済が成長したとしても²¹——マカフェリーの主たる議論は影響を受けない。しかし、ことは実はそれほど単純ではない。もう1つの理由は、「相続税が資本の蓄積に影響する理由（構造）が、自由平等主義者の議論にも関連してくる」からである（McCaffery 1994a: 304-05）。つまりどういうことかと言うと、相続税が人びとの行動におよぼす影響を考えると、相続税が自由平等主義者の目的を達成しているかどうか疑わしい、ということである。したがって、功利主義的な議論とリベラルな議論とは、完全に独立なものではなくて、密接に関連し合った議論だということになる。マカフェリーのこの考えをまとめると、次のようになるだろう。相続税は、労働を抑制し、消費と生前贈与を促す——したがって、一方で資本が蓄積されないし、他方で消費の不平等と出発点の不平等が大きくなる。自由平等主義者は、資本が蓄積されないという帰結は無視できるかもしれないが、消費の不平等と出発点の不平等が大きくなるという帰結は無視できない。

上のリベラルな観点からの相続税廃止論は、広い意味で帰結主義的である——すなわち、相続税が消費の不平等と出発点の不平等を大きくするという帰結に依存する。出発点の不平等を大きくするのは、生前贈与が行われるからである。したがって、出発点の不平等を大きくするという帰結は、相続税だけではなくて贈与税も整備・強化することによって、回避することができる²²。マカフェリーも、そのような可能性——すなわち、相続・贈与税の強化が実行可能である場合——を「相続税擁護論の空回り」第2章後半の第3の議論で検討している。それでも、マカフェリーは、相続税はよくないと主張する。それは、相続税が消費の不平等を大きくするからである。それに対しては、2つの返答が可能である。第1に、正当（公正）に得た所得であれば、それを使うのは個人の自由である。したがって、もし所得の不平等が正当であれば、そこから生じる消費の不平等も正当ということになる。マカフェリーも注意しているように、自由平等主義者は、世代内での富のあり方と世代間での移転とを区別して考え、世代内での富の不平等は、それが公正な活動の結果である限り、許容する傾向にある（McCaffery 1994a:

²¹ 実際に、左翼リバタリアンならば、相続制度がない（換言すると相続税100%の）場合のほうが、競争が公正なり自由市場が活性化すると主張するだろう。

²² 実際に日本では、贈与税のほうが相続税よりもずっと厳しくて、「生前中の贈与を抑制し」ている（林：241～243）。

290)。したがって、自由平等主義者は、このように消費の不平等はそれ自体では問題ではないと答える可能性が高い。

第2に、たしかに、マカフェリーが「相続税擁護論の空回り」第2章後半の第3の議論で述べるように、金持ちによる大規模な消費が自由を歪めるということがあるかもしれない (McCaffery 1994a: 295)。しかし、その問題への対処は、累進的消費税に限ったわけではない。大規模な消費を可能にする大規模な所得に対して累進的所得税を課すことによっても、対処できる。ではなぜ、所得税よりも消費税のほうがよいのか。

上記2つの返答に対して、マカフェリーは、リベラルな価値観に訴えることによって答える。これがマカフェリーの本質的な論点である。そのような議論をマカフェリーは、「相続税擁護論の空回り」第2章後半の第4の議論ならびに第5章で展開している。第2章後半の第4の議論とは理想的な世界での議論であり、そこでマカフェリーは、相続税が理論通りに機能したとしても、やはり好ましくないということを論じる。第5章の中心的な主張は、所得税よりも消費税のほうが好ましいということである。では、マカフェリーが訴えるリベラルな価値観とは何か。それは、労働と儉約（貯蓄）がよいことであり、消費、特に大きな消費は好ましくないという見方である。そこから直接に、労働と貯蓄に課税する相続税ならびに所得税はよくない、反対に消費に課税する消費税が好ましいということになる。このようにまとめると、非常に単純であるが、リベラルな価値観には、そこに秘められた一側面として、次のような見方も含まれている。すなわち、格差ということの問題なのは、消費の格差であって、所有の格差ではない、所有はそれ自体ではほとんど意味がないという見方である。それは、消費が私的な消費であるのに対して、貯蓄は社会的な資源だからである。このような価値観が、マカフェリーが帰結主義的な考慮を離れても、相続税の廃止と累進的消費税の導入を主張する究極的な論拠である。

これをマカフェリーの政治的・解釈的方法論にそくして言うと、次のようになる。すなわち、リベラルな社会がそのような価値観をもっている以上、税制においてそのような価値観を實踐してよいのであるし、マカフェリーの解釈によれば、現代アメリカの社会はそのような価値観をもっているのである。

補論 累進的消費税

以上で、マカフェリーの主張はだいたい理解できたと思う。しかしながら、マカフェリーが導入を主張する累進的消費税については、それが一体どういうものなのか、一体どのようにして実施するのか、具体的な姿を思い描くのが難しいのではないかと思う。累進的消費税という考え方が、日本ではあまり知られていないからである。そこで、この補論では、マカフェリーが主張する累進的消費税について、その輪郭を描いて紹介してみたい。

まず、消費税といっても、日本の現行の消費税とは違って、個々の商品やサービスを消費する度ごとに税を支払うのでは必ずしもない。そのようなやり方では、消費税率の累進性を実現するのが難しい。そうではなくて、この累進的消費税は、個人所得税と同じように、個人消費税である。つまり、所得税の場合、収入源が複数ある人でも、所得税が課される単位は、個々の収入ではなくて個人の年間総所得である——そのように、累進的消費税の場合にも、消費税が課される対象も個々の消費行為ではなくて個人の年間総消費である。カルドアの著書の邦題が『総合消費税』となっているゆえんである。では、どうやって個人の年間総消費を算出するのか。年間総所得は、個々の収入を合算することによって得られる。しかし、個々の消費をすべて合算するというようなことは、現実的ではない。

累進的消費税は、「無制限貯蓄控除（Unlimited Savings Allowance）税」²³と呼ばれることもある。ヘイグ・サイモンズの定式を思い出してもらいたい。それによれば、 $所得 = 消費 + 貯蓄$ であった。ということは、この式の両辺から貯蓄を引けば、 $所得 - 貯蓄 = 消費$ が得られ、さらに左辺と右辺を入れ替えれば、 $消費 = 所得 - 貯蓄$ となる。このように考えれば、所得に対して貯蓄控除を無制限に認めることによって総消費額²⁴を算出することができる。例えば、ある人がある年度に500万円の所得を得て、70万円の貯蓄をしたとすれば、その年度のその人の消費額は430万円になる。したがって、累進的

²³ 無制限貯蓄控除（Unlimited Savings Allowance）税は、略してUSA税とも呼ばれる。実際にアメリカ合衆国議会では1995年に、USA税法案が、サム・ナン（Sam Nunn）ジョージア州選出民主党議員とピート・ドメニチ（Pete Domenici）ニューメキシコ州選出共和党議員によって上院に提出された（シードマン：1、林：151）。

²⁴ もちろん、これは消費したと見なされる額である。財布に残っている現金やへそくり、タンス貯金も、消費と見なされることになる。

消費税は、申告の仕方から言うと、かなり所得税に近い。実際に、無制限に貯蓄控除が認められるのは所得に対してなので、無制限貯蓄控除税は無制限貯蓄控除式所得税と言ってもよいが、無制限貯蓄控除式所得とは実質において消費のことなのである²⁵。ただし、正確な消費額を出すためには、通常は所得と考えられていない借入金も所得に入れる必要がある²⁶。その意味では、累進的消費税をある種の所得税と呼ぶことにはやはり語弊がある。累進的消費税は、所得かどうかというよりも、むしろ現金の出入りに注目して消費額を出そうとするものなので、「キャッシュフロー消費税」とも呼ばれる(林：152～153)。

このようにして、個人の年間総消費額を出す。式で示せば、次のようになる(McCaffery 2002: 98)。

$$\text{所得} + \text{借入金}^{27} - \text{貯蓄} = \text{消費}$$

それで、消費税の累進的な税率は、どうなるのだろうか。マカフェリーが2005年に大統領の連邦税改革諮問委員会で証言した内容を論文の形にした「消費された所得税——公正で簡素な税制改革案」では、4人家族の場合の消費税率は、次のように提案されている(McCaffery 2008: 22)。

消費額	限界税率 ²⁸
-----	--------------------

²⁵ マカフェリーは、「消費された所得 (Consumed Income) 税」というような呼び方もしている (McCaffery 2008)。

²⁶ 貯蓄の引出は、所得に入れてもよいし (林：152～153)、負の貯蓄と見なしてもよい (McCaffery 2002: 98)。どちらでも同じことである。

²⁷ 細かいことを言えば、借入金を返済した場合、それは貯蓄と同じように考えられるので、控除の対象となる。手続き的には、借入金の返済は、負の値の借入金として現れる (McCaffery 2002: 132～133)。もちろん、借入金の返済を貯蓄の1種と見なして、貯蓄の中に正の値として組み込んでも、同じことである (林：153～154)。

²⁸ 限界税率と実効税率とは、まぎらわしいが、違う。限界税率とは、それぞれの消費帯 (水準) に対して課される税率である。例えばこの消費税率表で言えば、2万ドルまでの消費に対しては消費税がかからず、2万ドルから8万ドルまでの6万ドルに対しては10%の消費税がかかる。8万ドルから16万ドルまでの8万ドルに対しては20%の消費税がかかる。以下同様。したがって、消費額が12万ドルであれば、 $(20,000 \times 0) + (60,000 \times 0.1) + (40,000 \times 0.2) = 14,000$ ドルの消費税になる。この税額を単純に課税標準である消費額で割ったものが、実効税率である。この場合は、 $14,000 \div 120,000 = 0.11666\dots$ 、すなわち約11.67%

2万ドルまで	0%
2万～8万ドル	10%
8万～16万ドル	20%
16万～32万ドル	30%
32万ドル以上	40%

マカフェリーは、改革案が通りやすいように、なるべく小さな改革ですむように、現在の所得税と同じ程度の税収をあげることを狙って、消費税率を設定している (McCaffery 2002: 91)。しかし、この税率表では、消費額が2万～8万ドルまでの人たちが人数的に一番多い。この人たちが確定申告の手間を省けたら、より簡素な税制になる。

そこで、マカフェリーは、上の累進的消費税率案を次のような2段階で実施することをより好ましいと考える。まず、10%の消費税または付加価値税 (Value Added Tax) を導入する。これは、現在の日本の消費税と同じように、商品やサービスを購入するごとに10%の消費税を支払うものである。そうすると、年間消費額が2万～8万ドルの人たち、つまり多くの人々は、既に10%の消費税を支払っているので、年度末に確定申告をする必要がない。消費額が8万ドル以上の人たちには、年度末に確定申告を行ってもらい、追加的な消費税を支払ってもらう。追加的な消費税率は、元の消費税率から既に払っている10%を引いた値である。それを表にまとめると、次のようになる (McCaffery 2008: 23)。

消費額	限界税率
8万ドルまで	0%
8万～16万ドル	10%
16万～32万ドル	20%
32万ドル以上	30%

ところで、(1つ前の段落の)消費税率表の税率は限界税率であった。ということは、どの4人家族でも、最初の2万ドルの消費に対しては消費税がかからない。にもかかわらず、商品やサービスを購入した際に10%の消費税を払ってしまっている。したがって

て、その消費税を還付する必要がある。そのために、消費額が2万～8万ドルの人たちには、所得が2万ドル以上あったことを示す簡単な申告を行ってもらい、消費税2000ドルの還付をする。消費額が2万ドルまでの人たちには、あつただけの所得を申告してもらい、その額の10%の消費税を還付する²⁹。4人家族で所得が2万ドル未満というのは、大変貧乏な水準であつて、貯蓄をしている余裕はないと考えられる。したがつて、所得額がそのまま消費額になるわけである。消費額が8万ドル以上の人たちには、確定申告の際に、消費税2000ドルの還付をする。

例えば、ある4人家族で15万ドルの所得があつて、貯蓄が3万ドルだったとしよう。その場合、消費額は12万ドルである。この12万ドルのうち、最初の2万ドルは消費税がかからないので、2000ドルの還付を受けられる。次の6万ドルに関しては10%の消費税を既に払つてある。最後の4万ドルに対しては、既に10%の消費税を払つてあるだけではなくて、さらに10%の追加的な消費税、すなわち4000ドルがかかる。差し引きすると、この家族は年度末に2000ドルの納税義務がある。結局この家族はいくらの消費税を払うことになるだろうか。既に払つてある消費税が12万ドルの10%で1万2000ドル、追加的な消費税が4000ドル、消費税の還付が2000ドルなので、合わせると1万4000ドルの消費税負担である。12万ドルの消費に対して1万4000ドルの消費税なので、実効税率は約11.67%ということになる。

以上が、マカフェリーの主張する累進的消費税の基本である。それにもう2つの特徴を、マカフェリーは、もし行おうと思えば行うこともできる可能な選択肢として付け加える。第1に、相続や贈与によつて得た財産を使つて消費をする場合には、自分で稼いだお金ではないという理由で、通常よりも高い消費税率を課してもよい (McCaffery 1994a: 349-50, 352-53)。ただし、この場合のより高い消費税率についてマカフェリーは、具体的な数字をあげていない。第2に、医療費や教育費、慈善団体への寄付は控除の対象としてもよい (McCaffery 1994a: 354, 357)。慈善団体への寄付はすべて控除できる、ということマカフェリーの見解は一定している (McCaffery 2002: 130、2008: 25)。医療費と教育費は、どのような種類の医療費や教育費をどの程度まで控除

²⁹ このやり方とは別に、すべての人に500ドル、4人家族で2000ドルを還付するやり方もある。そうすると、消費額が8万ドルまでの人たちは簡単な所得の申告さえもしなくてすむ (McCaffery 2002: 141-42)。

可能とするかに関して様々な意見がありうるので、マカフェリーも具体的なことを述べていない。ただし、マカフェリーは、緊急医療費と高額医療費の控除に対してはかなり肯定的であるが、教育費の控除に対してはどちらかと言えば懐疑的・否定的なようである (McCaffery 2002: 108, 130, 155)。

第3節 批判的検討

累進的消費税は、興味深い提案である。しかし、累進的という点では、現行の所得税と同じであって、より良くもより悪くもない。補論で説明した、累進的消費税を10%の消費税または付加価値税と組み合わせるという考えも興味深いが、それは、徴税上の技術的な問題である。では、累進的消費税と累進的所得税の本質的な違いは何か。貯蓄しない人にとっては、所得税と消費税に違いはない。違いは、累進的消費税の場合、貯蓄に課税されないという点である。別の言い方をすれば、所得税の場合、消費しない所得 (Unconsumed Income) にも課税されるということである。この消費税の論理の延長線上に、相続・贈与に課税しないという相続税廃止論もある。では、このようなマカフェリーの相続税なしの累進的消費税という提案には、どのような問題点があるだろうか。次の7点を指摘しておきたい。

第1に、貯蓄に課税されないと、どういう帰結になるか。リベラルな価値観を体現した税制が、実は、リベラルな価値観を体現しない階級を生み出すことになる。マカフェリーの租税枠組みでは、富に課税されないので、よほど愚かな使い方をしない限り、富が減ることがない。したがって、比較的容易に大きな財産が蓄積される。しかも、世代を通して蓄積されていく。例えば、10億円の資産が蓄積されるところ。それだけの資産が蓄積された場合、収益率が年1%としても、毎年1000万円の収益が上がる。つまり、これだけの資産をもった人は、働かなくても生きていける。働かなくても生きていける人が一生懸命に働くことを期待するのは、現実的ではない。

マカフェリーによる倏約家さんのたとえ話では、倏約家さんが亡くなったとき、倏約家さんの子供は既に壮年になっていて経済的にも自立している。倏約家さんの子供が、倏約家さんの遺産を相続したあと、どうするかは述べられていない。そこで、倏約家さんの子供は、どうして働き続ける必要があるのだろうか——働かなくても同じように生

活ができ、子供を育てることもできるというときに。たしかに、儉約家さんの子供は、儉約家さんから徳を教わっている。その徳には、働くために働くとか、世のため人のために働くという心性が含まれている。実際に、儉約家さんは、25歳で200万ドルを手に入れたにもかかわらず、それには一切手を付けず、その200万ドルがなかったかのように熱心に働き続けた。しかし、儉約家さんの子供もそのように奇抜な人であると期待することは現実的ではないし、そのような徳が代々、子々孫々にいたるまで継承されると期待することはさらに非現実的である。

たしかに、マカフェリーは、累進的消費税が「資本家階級の質素な生活 (the frugality of the capitalist class)」を促し「貴族階級の贅沢な生活 (the self-indulgence of the aristocracy)」を抑制すると主張する (McCaffery 1994a: 346)。しかし、考慮すべきは、その2種類に限らない。マカフェリーの税制は、質素な貴族階級、すなわち働かないでほどほどの消費生活を楽しむ人たちを大量に生み出す可能性がある。この人たちの生活はどうして可能になるのだろうか。それは、別に、働く人たち、すなわち質素な労働者階級がいるからである。累進的消費税によって贅沢が抑制されるので、働く人も働かない人も質素な生活をする——消費の平等である。しかし、一方の人たちが働いて所得を得るのに対して、もう一方の人たちは働かないで、むしろ他人の労働によって所得を得る。そのような協力関係が公正と言えるだろうか。働かないで生きていく人たちを生み出すような税制は、少なくとも、「リベラル」ではない。

上で述べた点に関しては、正確には、自分で働いて稼いだお金を運用して生活する場合 (例えば年金生活者) と、相続や贈与によって得た財産を使って生活する場合とを区別する必要があるかもしれない。年金生活者を「働き者でない」と言って非難する人はいないだろうからである。では、例えば、35歳までに5億円を稼ぎ出した人が、後の人生を働かないで悠々自適の生活を送るとしたら、どうだろうか。現役時代に活躍して35歳で引退するプロ野球選手の場合を考えたらよい。おそらく、そのような生き方は、自由平等主義者から見て、許容できるのではないだろうか。人生の前半で頑張った人が、後半にゆっくりとした人生を送るのは、その人の自由であろう。

上で述べた点は、重要な問題に関わるので、もう少し続けたい。そもそも、マカフェ

リーによれば、どうして貯蓄に課税されないのか。それは、貯蓄が「社会的資源の共通の蓄え」と考えられたからである。しかし、そのような比喩を用いるのは、貯蓄が私有財産であるという事実を忘れさせようとするものに他ならない。貯蓄は私的な富であるがゆえに、私的な収益をあげ、それを私的に消費することができるのである。もちろん、マカフェリーは、相続や贈与によって得た財産を使って消費をする場合には、より高い消費税率が適用されると主張する。例えば2万～8万ドルまでの消費に対する税率が通常の2倍、20%であったとしよう。それでも、900万ドルを相続した人は、その資産の収益率が1%として、4人家族で年7万8000ドルの消費生活を楽しむことができるだろう³⁰。消費税率をさらに上げたとしても、本質的な点に変わりはない。十分な財産を相続すれば、働かないでも生きていけるということである。

次に、リベラルな価値観を問題にしよう。マカフェリーによれば、労働と節約は徳である。なぜ労働が徳かと言え、*「働くために働くことが大事であり、世のため人のために働くことが大事」*だからである (McCaffery 1994a: 342)。しかし、このように考えられた労働が本当に徳であるのかは疑わしい。まず、世のため人のために働くといっても、自分のために働くことが除外されているわけではない。通常は、自分のために働くことが、他人にとって害になるわけではなくて、世のため人のためにもなるという意味であろう。そうであれば、自分のために働くと言え、すむのであって、世のため人のために働くなどと、働くことが自己犠牲であるかのような言い方をする必要はない。たしかに、世の中には、世のため人のために自己犠牲的に働く人もいる。しかし、そういう人であれば、進んで自分の財産を人のために差しだすだろう。

また、働くために働くというのは、合理的ではないので、徳とは言いがたい。人は、自分の生活のため、人の生活のために働くのであって、生活が一定水準で確保されたならば、それ以上に働き続ける必要はない。人生には、働くことではなくてそれ自体として価値あることが色々あるからである。例えば、家族と一緒に過ごすとか友人と遊ぶといったことである。そのような理に適った生き方——生活のために働く——に較べれば、働くために働くというのは労働中毒であり、健全な人間にとって徳ではない。

第3に、労働しかつ節約すべきだという倫理観（行動規則）は、普遍化可能ではな

³⁰ この場合の消費税は、 $(78,000 - 20,000) \times 0.2 = 11,600$ ドルであり、消費額と合わせると、8万9600ドルになる。

い。例えば、一生懸命に働いて800万円を稼ぎ、節約して400万円だけ消費するとしよう。このような生き方をすべての人がすることが可能だろうか。この問いは、すべての人がこのように道徳的になれるかという心理的な問いではない。すべての人がこのような勤勉・節約という道徳的心性を備えているとしても、そのような徳を実行することが経済的に可能かという問いである。ある人が800万円を稼ぐということは、話を単純にするために原材料費・必要経費がゼロとした場合、他方で800万円の消費をする人がいるということである。したがって、単純に言えば、すべての人（ n 人）が800万円を稼ぐということは、 $n \times 800$ 万円の消費をする人がいるということである。すべての人（ n 人）が400万円の消費をするときに、どうして $n \times 800$ 万円の商品やサービスが売れたりするだろうか。そのようなことはありえない。

たしかに、一国内的には、例えば貧困から脱出しようとする途上国にとっては、マカフェリーの勤勉・節約の徳はすべての国民にとって実行可能かもしれない。多すぎる所得と少なすぎる消費の差は、貿易黒字によって埋められるからである。しかし、それはごく局所的な話であって、文字通り万人に普遍化可能ではない。また、日本やアメリカ合衆国のような経済的に成熟した先進国にとっても適切な徳ではない。日本やアメリカ合衆国のような豊かな国が貿易黒字によってますます豊かになるとすれば、そのお金はどこからくるのだろうか。より貧しい国が貿易赤字によってますます貧しくなる他ないだろう。それはあまり好ましいことだと思われぬ。

第4に、マカフェリーは所得が社会的資源の蓄えへの貢献を表すと考えるようであるが、その考え方は正確ではない。所得と勤労・労働とは同じではないからである。たしかに、労働は社会的資源の蓄えへの貢献を表すかもしれない。しかし、労働が個人にとって差しだすものであるのに対して、所得は受けとるものである。つまり所得とは、産みだされた社会的富のなかから個人が私的に受けとるものである。しかもそれは排他的であって、私が受けとったものを、基本的に他人が使用することはできない。

たしかに、所得と労働の間に、ある程度の相関関係はあるかもしれない。しかし、それはある程度までであって、所得が著しく高い場合には、労働以外の要因——例えば偶運や交渉力——によっていると推定される。したがって、たとえ労働に対して課税することが好ましくないとしても、労働以外の要因によってもたらされた所得に対して課税

することも好ましくないとは言えない。もちろん、所得のうち、どれだけが労働の正当な対価で、どれだけが偶運の所産で、どれだけが交渉力の産物であるかを計ることは難しい。にもかかわらず、所得税によって、偶運や交渉力の影響を圧縮することはできる。

第5に、マカフェリーのいうリベラルな価値観は、その実マックス・ウェーバーがいうところの資本主義の精神である³¹。マカフェリーは、自らの立論をリベラルな立場からの議論と規定している。しかし、マカフェリーの主張する価値は、一生懸命に働いてたくさん儲け、節約してたくさん貯めるのがよいとするものであり、これはマックス・ウェーバーがいうところの資本主義の精神に他ならない。したがって、マカフェリーは、自らの立論を資本主義の価値観からの議論と規定すべきである。

他方、リベラリズムとはあくまでも自由主義であり、個人的な徳を政治の場で推進しようとはしないものである（Alstott: 376, 379、Rakowski: 419, 434-36）。この批判に対しては、マカフェリーにも返答の用意がある（McCaffery 2002: 156~158）。2点である。第1に、いかなる税制も、価値判断を含んでいる。第2に、累進的消費税は、累進的所得税と較べてより抑圧的=反自由主義的というわけではない。たしかに、消費税が累進的だからという理由で抑圧的だというのなら、所得税も同じ理由で抑圧的だということになっただろう。しかし、累進的所得税は現に抑圧的ではないので、累進的消費税も抑圧的ではない。言い換えると、租税の累進性と自由主義とは矛盾しない。もちろん、マカフェリーの累進的消費税は、消費を抑制して貯蓄を促す。つまり、貯蓄が良くて消費が良くないという価値判断を含んでいる。しかし、それは、あらゆる税制について言えることである。どんな税制も、ある行動を抑制し、別の行動を促す。例えば、所得税は所得を抑制して余暇を促し、相続税は貯蓄を抑制して消費を促す。したがって、所得税は余暇が良くて所得が良くないという価値判断を、相続税は消費が良くて貯蓄が良くないという価値判断を含んでいると言える。問題は、税制が抑制する行動が好ましい行動なのか好ましくない行動なのか、税制が促す行動が好ましくない行動なのか好ましい行動なのかという点である。マカフェリーによれば、所得税や相続税は好ましい行動を抑制して好ましくない行動を促す。他方、消費税は、好ましくない行動を

³¹ マカフェリーも、注の中でマックス・ウェーバーに言及している（McCaffery 1994a: 338）。

抑制して好ましい行動を促す。それが、所得税や相続税と消費税との違いなのである。

いま紹介したマカフェリーの返答は、もっともなように思われる。にもかかわらず、マカフェリーの所論が、個人的な徳を他人に押しつけるものだという印象を与えるのはなぜか。その理由は、部分的には、マカフェリーの立論の仕方にある。マカフェリーは、「税制を通して、客観的な社会的価値を実行に移す」と言い（McCaffery 1994a: 347）、自らが提案する、相続税なしの累進的消費税を、酒や煙草に課される「悪徳税」と並行的に位置づけている。すなわち、酒・煙草税が飲酒や喫煙という悪徳に対して課される税であるように、相続税は、労働や貯蓄という徳に対して課される「有徳税」である。所得税も、労働という徳に対して課される「有徳税」であると言えよう。しかし、マカフェリーによれば、有徳な行動を罰するのはおかしいことである。火星人は、理解に苦しむだろう（Kaldor: 53）。反対に、消費という悪徳を抑制して貯蓄という徳を促す、相続税なしの累進的消費税こそが正しい。このように、マカフェリーの立論の根底には、労働と貯蓄が徳で消費が悪徳だという見方がある。この「プロテスタントの倫理」的な資本主義の精神が抑圧的に感じられるのではないだろうか。

では、このような感じ方が正当なものかどうか、それが問題である。自由主義の考え方からすれば、正当なものである。すなわち、自由主義の観点からすれば、たしかに、マカフェリーが主張する、消費を抑制して貯蓄を促すということは、人の行動に対する不当な干渉である。なぜならば、自分の財産が正当に自分のものである限り、それをどのように使うのも本人の自由だからである。すなわち、「消費しないで貯蓄したほうがいいですよ」と説教されるいわれはない。

それでは、同じことは、所得税や相続税についても言われないのだろうか。言われないように思われる。まず心理的には言われないように思われる。たしかに所得税は、所得を抑制して余暇を促す——つまり、「働かないで遊んでたほうがいいですよ」と説教していることになる。相続税は、貯蓄を抑制して消費を促す——つまり、「貯蓄しないで使ったほうがいいですよ」と説教していることになる。しかし、これらの説教は、その内容の点で道徳主義的ではない。むしろ、自然の傾向性を追認しているだけである。そのゆえに、これらの説教を聞いた人は、あまり道徳的抑圧を感じないのである。

それでも、働きたいと思う人、貯蓄したいと思う人は、抑圧を感じるかもしれない。

しかし、より重要な問題は、自由主義の理念に反するかいなかである。たしかに所得税は、所得を抑制する効果をもつ。しかし、所得が悪徳だからという理由で所得を罰することを目的にしているわけではない。いかなる課税も課税である以上、納税者にとって負担であり、その限り抑圧的なものである。その意味では、やはり税は少なければ少ないほどよい。しかし、国家の存在を否定するのではない限り、国家を維持するために税は必要である。したがって、税は必要悪であり、所得税もそのようなものであることが理解されれば、不当に抑圧的なものとは感じられないだろう。自由主義も、国家の必要性を認めるので、その目的のために徴収される所得税も許容できるのである。また、たしかに相続税も、貯蓄を抑制する効果をもつ。しかし、相続税は、相続人の側における出発点の平等という自由主義の理念に資するために課されるものである。贈与税も、一方において贈与者の側における私有財産権、他方において受贈者の側における出発点の平等という、自由主義の2つの理念の間の妥協であると言える。したがって、相続税や贈与税にいくぶん抑圧的な効果があるにしても、それは自由主義に反するわけではない。

また、リベラリズムの語根であるリベラル (liberal) とは「寛大な」とか「太っ腹な」という意味である。つまり、自分とは異なる他人を排除せず、私的にも公的にも他人のためにお金や物を出し惜しみしない態度をいう。そのような意味でリベラルな人であれば、最初から相続税を逃れようとするものもないだろう。

第6に、マカフェリーのいうリベラルな価値観が、現代アメリカ社会の価値観であるかも疑わしい。たしかに、ウェーバーが指摘するような資本主義の精神がアメリカには存在した。しかし、現代アメリカ社会の価値規範の解釈として、そのような価値観を引き出せるかは疑わしい。マカフェリーも認めるように、現在のアメリカ合衆国の貯蓄水準は低い。これは要するに、アメリカ国民があまり貯蓄しない、むしろたくさん消費するということである。アメリカ社会は、所得税や相続税のように、貯蓄を促さない税制を採用している。このような法実践や人々の行動の背後にある価値観を読みとろうとしたら、どうなるだろうか。労働と貯蓄がよくて消費がよくないという価値観を読みとることは、それほど説得的ではない。

第7に、マカフェリーの議論は、どのていど日本に当てはまるだろうか。相続税が労

働と貯蓄を抑制し余暇や消費を促すという点は、理論的な点なので、日本にも当てはまるかもしれない³²。また日本でも、累進的所得税を依然として維持しているけれども、所得税から消費税へという流れがある。相続税取も、アメリカほどではないが、やはり低い。日本の貯蓄率も、かつては高かったけれども、今はもうそうではなく低くなっている。しかし、国民の間で、相続税は、アメリカの場合ほど不評ではなく、一定の支持を得ているし、近年の格差拡大に直面して、相続税を強化すべしという声も強い³³。しかも、この最後の問題意識は、フローの格差よりもストックの格差に向けられているので、所有の不平等が問題にならないというマカフェリーの論点は、日本の民衆の意見を反映するものとはならない³⁴。したがって、マカフェリーの「相続税なしの累進的消費税」という考えは、仮に日本にも当てはまるとしても、論拠が相当に弱くなる。特に「相続税なしの」という部分が弱くなる。

まとめ

最初に述べたように、マカフェリーは、リベラルな観点から相続税の廃止を主張している。リベラルな観点から相続税に反対する議論とは、いったいどういうものなのか。その議論は本当に成功しているのか。これが、本論考の出発点となる問題関心であった。そのために、まず第1節で、マカフェリーが相続税廃止論を展開する主な論文である「相続税擁護論の空回り」の要約を試みた。この長大な論文で述べられる論点は多岐にわたるが、それを要約するなかで、この論文の中にはたしかに相続税に反対する功利主義的な議論とリベラルな議論とがあることが確認できた。功利主義的な議論は、第3章、特にそのC節に見いだされる。その要点は、相続税が資本の蓄積に悪影響を与えるということである。どういうことかと言えば、資本が蓄積されると、生産性が上がり、経済が成長し、社会全体が豊かになる——その過程が相続税によって阻害されるというのである。リベラルな議論は、主に第4章で展開されるが、第2章や第5章でも述べら

³² ただし、実際に当てはまるかどうかは分からない。労働と貯蓄に関する功利主義的な議論の問題点については、浅野：49～54を参照。

³³ 例えば、政府の税制調査会も、そのような現状認識と方向性を示している（税制調査会：25～26）。

³⁴ もちろん、税制調査会の意見と民衆の意見とが同じと決まっているわけではない。しかし、今の論点に関しては、税制調査会は民衆の意見を反映している。

れる。

そこで、次の第2節では、まず功利主義的な議論とリベラルな議論の関係を整理した。一言で言えば、マカフェリーにとって、功利主義的な議論は補助的な議論にすぎないということである。相続税廃止論の主眼は、あくまでもリベラルな議論にある。では、リベラルな議論の本質的な論点は何か。それは、労働と儉約（貯蓄）がよいことであり、消費、特に大きな消費は好ましくないという価値観である。それをマカフェリーは「リベラルな」価値観と呼ぶ。相続税ならびに所得税はこの価値観に逆行するから廃止するべきであり、累進的消費税はこの価値観に適合するから導入すべきなのである。相続税ならびに所得税がこの価値観に逆行するのは、相続税や所得税が労働と儉約に対して課され、したがって労働と儉約を抑制する効果があるからである。他方、累進的消費税がこの価値観に適合するのは、累進的消費税が消費、特に大きな消費に対して重く課され、結果的に消費、特に大きな消費を抑制する効果があるからである。

続く補論では、マカフェリーが提唱する累進的消費税を簡単に紹介した。累進的消費税という考えの基本は、所得－貯蓄によって年間消費額を算出できるということであった。また実施にあたって注目すべき点として、相続・贈与財産から消費が行われる場合には、より高い税率を課するという選択肢もありうることであった。そうした場合には、相続・贈与税が実質的に復活することになるので、「相続税廃止論」がかなり後退することになる——もちろん、これは「より高い税率」がどれだけ高いかによるのだけれども。

第3節では、マカフェリーが相続税の廃止を主張するリベラルな議論に対する批判を7点にわたって述べた。その中で中心的な論点は、相続税なしの累進的消費税の帰結に関する批判が1つ、労働と儉約がよいことで、消費が好ましくないという「リベラルな」価値観に対する批判が3つの計4点であった。すなわち、第1に、マカフェリーの「リベラルな」租税枠組みでは、大きな財産が容易に蓄積されて、働かないで生きていく「リベラル」でない階級が生まれるということ。第2に、労働がそれ自体で徳であるという考え方は合理性を欠くということ。第3に、社会（世界）全体で見た場合、労働と消費は釣り合わねばならない、したがってたくさん労働し少しだけ消費するという生き方は普遍化可能ではないということ。第4に、マカフェリーの言う「リベラルな」価

価値観は、マックス・ウェーバーの言う資本主義の精神に他ならないが、それは自由主義とは別物だということであった。このなかで最も実質的な批判は最初の2つになるだろう。第4の批判は、「リベラルな議論」を「資本主義の精神からの議論」と言い換えることでかわせるし、第3の批判も、労働と儉約を単に理想の徳目として、厳密な普遍化を想定しないことができるだろうからである。そうすると、残った第1の批判が内在的な批判、第2の批判が外在的な批判ということになる。特に、第1の内在的な批判がマカフェリーの議論に対して強力な反論になると、私は考える。また、この批判は、出発点の平等を強調する自由平等主義の理念からの反論にもなっている。というのは、生まれながらに働かなくても生きていける人がいるというのは、出発点の平等を大いに損なっているからである。もちろん、儉約家さんの子孫が末代までも儉約家さんの徳を継承して、遺産にまったく手を付けないというのなら、話しは別であるが、そのような想定は現実的とは思われない。

以上を結論ふうにまとめれば、マカフェリーのリベラルな立場からの相続税廃止論は奇抜な発想に思われたけれども、その本質的な論点は意外に単純であった。そしてマカフェリーの主張の最大の難点は、労働と儉約をよしとする価値観を体現した税制が働かないで生きていける人たちを生み出すという皮肉な結果になるということであった。

参考文献

マカフェリーの論文・著書

- McCaffery, Edward J. [1994a]. “The Uneasy Case For Wealth Transfer Taxation.” *Yale Law Journal* 104, no. 2: 283-365.
- . [1994b]. “The Political Liberal Case Against the Estate Tax.” *Philosophy & Public Affairs* 23, no. 4 (Fall): 281-312.
- . [1996]. “Being the Best We Can Be.” *Tax Law Review* 51: 614-37.
- . [1997]. *Taxing Women*. Chicago: University of Chicago Press.
- . [1999a]. “Grave Robbers: The Moral Case against the Death Tax.” *Cato Institute Policy Analysis* No. 353.
- . [1999b]. “Real Tax Reform: The Case for a Progressive Consumption Tax.” *The Boston Review* (December 1999/January 2000): 46-8.
- . [2001]. “Must We Have the Right to Waste?” In *New Essays in the Legal and Political Theory of Property*, ed. by Stephen R. Munzer (Cambridge University Press): 76-105.
- . [2002]. *Fair Not Flat: How to Make the Tax System Better and Simpler*. Chicago: University of Chicago Press.
- . [2008]. “A Consumed Income Tax: A Fair and Simple Plan for Tax Reform.” *University of Southern California Center in Law, Economics and Organization Research Paper* No. C08-12.
- McCaffery, E. J. and Wagner, R. E. *A Declaration of Independence from Death Taxation: A Bipartisan Appeal*. Mt. Pleasant, Iowa: Public Interest Institute, 2000.

その他の英語文献

- Ackerman, Bruce A. *Social Justice in the Liberal State*. New Haven: Yale University Press, 1980.
- Alstott, Anne L. “The Uneasy Liberal Case Against Income and Wealth Transfer Taxation: A Response to Professor McCaffery.” *Tax Law Review* 51 (1996): 363-402.
- Bernheim, B. Douglas. “Does the Estate Tax Raise Revenue?” *Tax Policy and the Economy* 1 (1987): 113-38.
- Dworkin, Ronald. *A Matter of Principle*. Oxford: Oxford University Press, 1986.
- Holtz-Eakin, Douglas. “The Uneasy Empirical Case for Abolishing the Estate Tax.” *Tax Law Review* 51 (1996): 495-515.
- Kaldor, Nicholas. *An Expenditure Tax*. London: George Allen & Unwin, 1955.

Rakowski, Eric. "Transferring Wealth Liberally." *Tax Law Review* 51 (1996): 419-472.

Rawls, John. *A Theory of Justice*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 1971.

Seidman, Laurence S. *The USA Tax: A Progressive Consumption Tax*. Cambridge, Massachusetts: MIT Press, 1997.

日本語文献

浅野幸治、「遺産相続権の道徳的正当性」、『豊田工業大学ディスカッションペーパー 第3号』、2009年。

マックス・ウェーバー（梶山、大塚訳）、「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」、尾高：95～293に所収。

尾高邦雄編、『ウェーバー（世界の名著 第61巻）』、中央公論社、1979年。

ニコラス・カルドア（時子山常三郎監訳）、『総合消費税』、東洋経済新報社、1963年。

ローレンス・S・シードマン（八巻、半谷他訳）、『累進消費税——活力を生む新税制』、文眞堂、2004年。

税制調査会、「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」、内閣府税制調査会、2007年。<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/191120a.pdf>

ロナルド・ドゥウォーキン（小林、大江他訳）、『平等とは何か』、木鐸社、2002年。

仲正昌樹、『集中講義！アメリカ現代思想——リベラリズムの冒険』、日本放送出版協会、2008年。

林正寿、『租税論——税制構築と改革のための視点』、有斐閣、2008年。

ホップズ（永井、上田訳）、『リヴァイアサンII』、中公クラシックス、2009年。

ジョン・ロールズ（田中成明編訳）、『公正としての正義』、木鐸社、1979年。

——（田中、亀本、平井訳）、『公正としての正義 再説』、岩波書店、2004年。

豊田工業大学ディスカッションペーパー 第4号

発行日 2009年6月10日

編集・発行 豊田工業大学人文科学研究室

連絡先 〒468-8511 名古屋市天白区久方2丁目12-1

豊田工業大学 浅野幸治

Tel. 052-809-1754

E-mail: asano@toyota-ti.ac.jp
